

## 委託型の訓練

国等から委託を受けた専門学校などの民間教育訓練機関や公共職業能力開発施設又は企業が主体となって行われる公共職業訓練で、**受講料は無料**です。

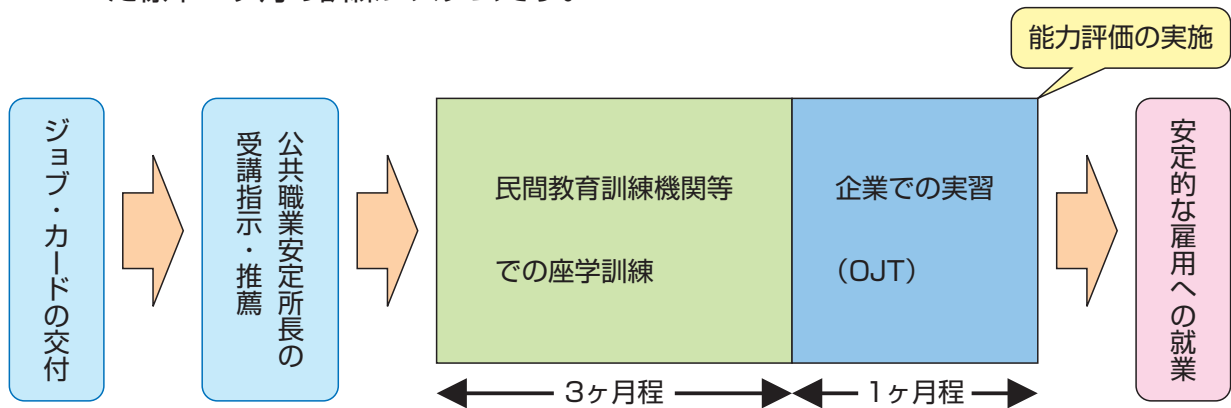
公共職業安定所長が早期安定就労のためには訓練の受講が必要であると判断し、ジョブ・カードの交付を受けた方が受講できます。

なお、訓練受講者には、訓練受講中の生活費を保障する融資制度（訓練・生活支援給付）があります（所得等一定の要件があります。）。

### ○日本版デュアルシステム（委託訓練活用型、短期課程活用型）は

原則、正社員経験が少ない方を対象に、安定的な雇用に就くために必要な技能、技術及び知識の習得を目指す訓練システムです。

委託訓練活用型は、民間教育訓練機関等での座学と企業での実習を組み合わせた標準4ヶ月の訓練システムです。



短期課程活用型は、公共職業能力開発施設での座学と企業での実習を組み合わせた6ヶ月以上～1年以下の訓練システムです。

### ○企業実習先行型訓練システム（仕事おためし訓練コース）は

正社員経験が少ない、おおむね25歳以上40歳未満の方を対象に、先行して企業実習を行い、それによる訓練受講者の評価に基づき必要な教育訓練を実施し、安定的な雇用に就くために必要な技能、技術及び知識の習得を目指す訓練システムです。

